

第2節

自然災害からの復旧・復興

我が国は自然災害が発生しやすい環境下にあることから、発災そのものを抑制する「防災」、発生時の被害を小さくする「減災」、被災後速やかに同じ機能に戻す「復旧」、生活環境や経済を含め質的な向上等を目指す「復興」を効果的に連携させ、災害に対する国土の強靱性を高めることで、食料の安定供給の確保につなげていくことが重要です。

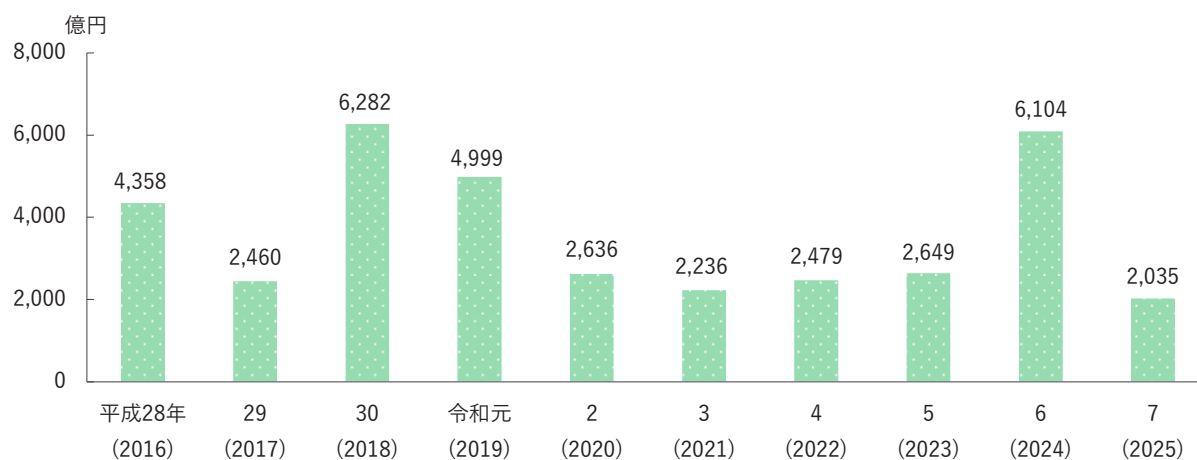
本節では、令和6年能登半島地震等を含む近年の大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組等について紹介します。

(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興

(近年は地震や大雨等による被害が継続的に発生)

近年は「平成28年熊本地震^{くまもと}」、「平成30年北海道胆振東部地震^{ほっかいどういぶりとうぶ}」、「令和元年房総半島台風^{ぼうそうはんとう}」、「令和元年東日本台風」、「令和6年能登半島地震」といった大規模な自然災害が日本各地で発生しており、農作物や農地・農業用施設等にも甚大な被害が発生しています(図表7-2-1)。

図表7-2-1 過去10年の農林水産関係の自然災害による被害額



資料：農林水産省作成

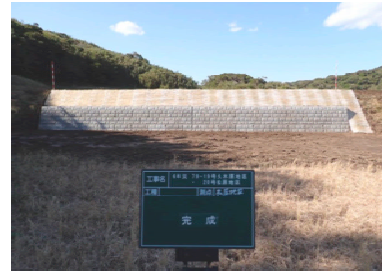
注：令和7(2025)年の被害額は、令和8(2026)年3月末時点の数値

(近年の大規模自然災害からの復旧・復興を推進)

「令和5年6月29日からの大雨」、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」等により被災した農地・農業用施設については、令和8(2026)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる6,137件のうち約8割の5,016件で復旧が完了しました。

「令和6年9月20日からの大雨」、「令和6年7月25日からの大雨」等により被災した農地・農業用施設については、令和8(2026)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる1,327件のうち約3割の427件で復旧が完了しました。

農林水産省は、引き続き、関係する都道府県や市町村と連携し、復旧工法に関する技術的支援等を行い、早期復旧を目指していくこととしています。



「令和6年台風第10号」による被災の状況(左)及び復旧完了後の状況(右)
(鹿児島県)

(2) 令和6年能登半島地震等からの復旧・復興

(令和6年能登半島地震と奥能登豪雨からの復旧・復興を推進)

令和6年能登半島地震は、市街地ばかりでなく、農山漁村等にも被害が広がり、石川県を始めとする北陸各県等の農林水産業にも甚大な被害をもたらしました。また、復旧・復興の途上で、令和6(2024)年9月20日からの奥能登^{おくののと}地域における豪雨(以下「奥能登豪雨」という。)が発生し、河川の氾濫等により約400haの農地で土砂・流木等が堆積するなど、更なる被害をもたらしました。農林水産関係の主な被害額は、令和8(2026)年3月末時点で、令和6年能登半島地震においては3,818億円、奥能登豪雨においては627億円となっています。

営農再開状況については、豪雨で被災した農地のうち約170haで復旧が完了しました。また、令和6年能登半島地震等で被災した農地を含め、奥能登4市町¹において、令和7(2025)年は約2千haの水田で作付けが行われました。農林水産省は、引き続き、県や市町、農協等と緊密に連携し、一枚でも多くの農地で営農を再開できるよう切れ目なく支援を続けることとしています。



「奥能登豪雨」による被災直後の状況(左)及び復旧完了・営農再開後の状況(右)
(石川県)

資料：石川県

¹ 石川県の輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

(事例) 震災・豪雨からの復旧を進め、風土に適した農業を展開(石川県)

石川県輪島市の上田農園では、令和6年能登半島地震と奥能登豪雨により農業用施設の損壊や農地への土砂の堆積等の被害を受けましたが、被災直後から営農を再開し、水分量や堆肥にこだわり、風土に適した農業に取り組んでいます。

同農園の代表である上田拓郎さんは、父の後を継いで就農し、トマトに加え、ロマネスコやトレビスといった西洋野菜を中心に年間約70種類の農産物を生産しています。特にトマトに関しては、災害を乗り越えたという意味から「奇跡のトマト」と呼ばれており、東京都内の数多くのレストランに出荷しています。地元の高校の野球部や取引先のレストランからの支援を受けながら農地の復旧を進め、令和7(2025)年の生産量は、被災前とほぼ同水準となっており、作業場以外の農業用施設も復旧しました。

今後の目標としては、被災した作業場を建て直し、加工場や調理場を併設して、レストランのシェフを招き、同農園で収穫した野菜のイベントを実施することとしています。



収穫作業の様子

資料：上田農園

(3) 令和7(2025)年における自然災害による被害状況

(令和7(2025)年は2,035億円の被害が発生)

令和7(2025)年は、大雨、大雪、暴風等により、各地で農作物や農業用ハウス、農地・農業用施設等における被害が発生しました(図表7-2-2、図表7-2-3)。これらの災害による農林水産関係の被害額は2,035億円となりました。



「令和7年8月6日からの大雨」により
決壊したため池堤体(福岡県)



災害に関する情報(農林水産省)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html>

図表7-2-2 令和7(2025)年の主な自然災害による農林水産関係の被害額

(単位：億円)

	農業関係			林野関係	水産関係	合計
	農作物等	農地・農業用施設等				
令和7年冬期の大雪	244.9	244.9	0.0	3.7	0.0	248.6
令和7年8月6日からの大雨	1,058.2	101.2	957.0	331.9	4.8	1,394.9
令和7年9月1日からの大雨及び突風	86.1	26.7	59.4	53.1	3.1	142.3

資料：農林水産省作成

注：令和8(2026)年3月末時点の数値

図表7-2-3 令和7(2025)年以降の主な自然災害による農林水産関係の被害状況

	時期	地域	主な特徴と被害
令和7年冬期の大雪	R7.1~2	東北・北陸地方を中心とした全国各地	<ul style="list-style-type: none"> 強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本の日本海側で大雪となり、西日本太平洋側でも積雪が見られた。 果樹の枝折れ・倒伏、農業用ハウスの損壊・倒壊等の被害が発生。特に、青森県ではりんごの樹体損傷が広域で発生した。
令和7年8月6日からの大雨	R7.8.6~8.21	東北地方 北陸地方 九州地方	<ul style="list-style-type: none"> 日本付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定な状況が続き、記録的な大雨が発生した。 農作物の冠水・浸水や農業用ハウス等の被害、農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁港施設等における被害が発生。特に、熊本県では、日本一の生産量であるいぐさやその関連機械、定植期であったトマト等に浸水被害が生じた。
令和7年9月1日からの大雨及び突風	R7.9.1~9.5	東北地方 関東地方 九州地方	<ul style="list-style-type: none"> 台風第15号の上陸と暖かく湿った空気の流入により、西日本から東日本の太平洋側を中心に非常に激しい雨が続いた。宮崎県や静岡県、神奈川県では線状降水帯が発生し、短時間に集中した降雨が観測された。 台風通過に伴い、静岡県や茨城県といった複数地域で竜巻等の突風が発生した。中でも静岡県では、国内で観測された中で最大クラスの竜巻が発生した。 農作物の冠水・浸水や農業用ハウス等の被害、農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁港施設等における被害が発生した。
令和8年冬期の大雪	R8.1~2	東北・北陸地方を中心とした全国各地	<ul style="list-style-type: none"> 強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本の日本海側や、東日本から西日本の内陸で大雪となった。 果樹の枝折れ・倒伏、野菜の凍霜害、農業用ハウスの損壊等の被害が発生した。

資料：農林水産省作成

(激甚災害の指定により負担を軽減)

令和7(2025)年に発生した災害のうち、「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」等が激甚災害に指定されました(図表7-2-4)。これにより、農地・農業用施設等の災害復旧事業について、国庫補助率の高上げが措置され、地方公共団体、被災農業者等の費用負担が軽減されることとされました。

図表7-2-4 令和7(2025)年発生災害における激甚災害指定

災害の名称	災害期間	激甚指定		見込み公表	閣議決定	公布・施行
		区分	主たる対象			
令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	R7.8.5~9.21	本激	農地、農業用施設、林道	R7.8.18 (13日間)	R7.11.11 (98日間)	R7.11.14 (101日間)
			公共土木施設	R7.8.25 (20日間)		
			農林水産業共同利用施設	-		
令和7年10月8日から同月13日までの間の暴風雨による災害	R7.10.8~10.13	早局	公共土木施設(1町)	R7.10.31 (23日間)	R7.11.28 (51日間)	R7.12.3 (56日間)
		局激	農地、農業用施設(1町)	-	R8.3.10	R8.3.13

資料：内閣府資料を基に農林水産省作成

注：1) 「本激」は、対象区域を全国として指定される。「局激(局地激甚災害)」は、本激の指定基準を満たさなかった場合に指定の可否が判断され、対象区域が市町村単位で指定される。

2) 本激は災害発生後、年度途中に指定される。一方、局激は原則年度末に一括して指定される。ただし、基準に明らかに該当する場合(基準額の2倍強)は、本激と同様、いわゆる「早局(早期局地激甚災害)」として、年度途中に指定される。